

長野県最低賃金

令和8年

10月2日

から

時間額

1,117 円

前年比

56円

アップ

最低賃金以上かどうかのチェック方法は？

ここがポイント！

- ◆月給制等の労働者についても最低賃金を上回っているか確認してください
- ◆日給や月給など、時間給以外の場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します

最低賃金額との比較方法

・空欄に賃金額と労働時間数を記入して比較してみましょう！

◆月給者の計算ツール
はこちらへ



1 時間給の場合

時間給	最低賃金額（時間額）
円	1,117 円

※2で日によって所定労働時間が異なる場合は1週間の平均（1週間の所定労働時間の合計÷所定労働日数）、3で月によって所定労働時間が異なる場合は1年間の平均（1年間の所定労働時間の合計÷12）を計算します。計算結果に1時間未満の端数が出る場合、端数は残してそのまま計算してください。

2 日給の場合

日給	1日の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額（時間額）
円	時間（※）	円	1,117 円

3 月給の場合

月給	1か月の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額（時間額）
円	時間（※）	円	1,117 円

4 出来高給の場合

出来高給	賃金計算期間の総労働時間	時間額	最低賃金額（時間額）
円	時間	円	1,117 円

5 上記1～4が組み合わさっている場合

1～4の合計を最低賃金と比較

例えば、基本給が日給で、各手当（職務手当等）が月給の場合

- ①基本給（日給）→2の計算で時間額を出す
- ②各手当（月給）→3の計算で時間額を出す
- ③①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

事例 長野県で働くAさんの場合（日給、月給、出来高給の組み合わせの場合）

- ① 基本給（日給）を時間額に換算すると
 $6,400円 \div 1日の所定労働時間（8時間） = 800円$
- ② 職務手当（月給）を時間額に換算すると
 $24,000円 \div 1か月の平均所定労働時間（160時間） = 150円$
- ③ 営業手当（出来高給）を時間額に換算すると
 $50,000円 \div 対象月の総労働時間（170時間） = 294円$
- ④ 上記①～③を合計すると
 $800円 + 150円 + 294円 = 1,244円 > 1,117円$ であり、最低賃金額以上となっています

【例】

基本給（日給）（6,400円×20日）	128,000円
職務手当（月給）	24,000円
営業手当（出来高給）	50,000円
通勤手当（月額）	8,000円
時間外労働の割増賃金	11,985円
合計	213,985円

1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
対象月の総労働時間	170時間

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当





月給制の賃金について、賃金計算期間中に最低賃金が改定された場合の最低賃金との比較方法は？

ここがポイント！

- 最低賃金額の改定日以降は改定額を下回ることがないようにする必要があります
- 月給制の場合、改定前・後の最低賃金額と1カ月の所定労働時間数（月により異なる場合は1年間の平均値）をかけた金額を、改訂前・後の働いた日数の割合に応じて案分した金額の合計金額と、支払われている金額とを比較します

以下の①+②と、支払われている金額を比較します

- ①改定前の最低賃金額×1カ月の所定労働時間数
×（改定前の期間の所定労働時間数／賃金計算期間中の所定労働時間数）
- ②改定後の最低賃金額×1カ月の所定労働時間数
×（改訂後の期間の所定労働時間数／賃金計算期間中の所定労働時間数）

【計算例】

改定前の最低賃金額1,061円

改定後の最低賃金額1,117円

1カ月の平均所定労働時間数160時間

計算期間中の所定労働日数20日 1日の所定労働時間数8時間

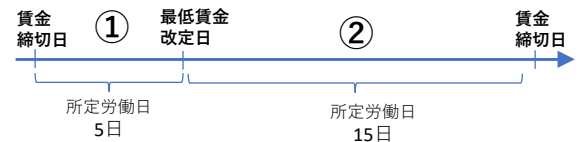
改定前の期間の所定労働日数5日 改定後の期間の所定労働日数15日

の場合、

$$① (1,061円 \times 160時間) \times \left\{ (5日 \times 8時間) \div (20日 \times 8時間) \right\}$$

$$② (1,117円 \times 160時間) \times \left\{ (15日 \times 8時間) \div (20日 \times 8時間) \right\}$$

$$① + ② : 42,440円 + 134,040円 = 176,480円 \quad \text{《この金額以上である必要があります》}$$



最低賃金との比較を行う際の労働時間数や賃金額の端数の処理方法は？

- 月給制、日給制などの賃金を時間額に換算する際の所定労働時間数に端数がある場合

ここがポイント！

端数の切り上げ・切り捨ては行わずそのまま計算します

例えば、「1日の所定労働時間数8時間」「年間所定労働日数257日」の場合、1カ月の所定労働時間数（月により異なる場合の1年間の平均値）は、 $8 \times 257 \div 12 = 171.3333 \dots$ 時間となりますが、端数の切り上げや切り捨てを行うと、1時間当たりの金額が実際よりも増減するため、端数は残したままで計算します。

- 時給制に換算した結果に1円未満の端数が出る場合

ここがポイント！

円未満の端数は四捨五入したりせずに比較します

最低賃金との比較の際は、1円未満の端数の50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げる処理は行わず、端数を残した状態で最低賃金額と比較する必要があります。

（例）月給184,300円、1カ月の平均所定労働時間165時間の場合、 $184,300円 \div 165 =$

$1,116.96 \dots$ 円 $< 1,117$ 円のため最低賃金法違反となります。

（0.96…円を1円に切り上げて比較することは出来ません）



賃金引上げをする企業を支援する助成金にはどのようなものがありますか？

ここがポイント！

賃上げを後押しするための助成金を「賃上げ」支援助成金パッケージとしてまとめました。また、関係機関の助成金等も掲載しましたので、各企業のニーズに合った助成金をご活用ください。



1 生産性向上（設備・人への投資等）により賃金を引き上げたい場合

業務改善助成金 【雇用環境・均等室】026-223-0560

事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成します



人材開発支援助成金 【職業安定部訓練課】026-226-0862

労働者に職務に関連した職業訓練を実施した場合、訓練経費用等一部助成。また、訓練終了後に訓練受講者のその賃金を引き上げた場合に助成します



人材確保等支援助成金 【職業安定部職業対策課】026-226-0866 （雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

雇用管理改善につながる賃金規定・人事評価制度や雇用環境の整備などにより、離職率の低下を実現した事業主に対し助成します



2 働き方改革の推進とともに賃金を引き上げたい場合

働き方改革推進支援助成金 【雇用環境・均等室】026-223-0560

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率増進に資する設備・機器の導入等実施し、成果を上げた場合に助成します



3 有期雇用労働者等の非正規労働者の賃金を引き上げたい場合

キャリアアップ助成金 【職業安定部職業対策課】026-226-0866

非正規労働者のキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成します



4 （県）生産性向上（設備・人への投資等）により賃金を引き上げたい場合

・賃上げ環境整備促進補助金（基本型・人材育成追加型）

・中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金 （業務改善助成金上乘せ補助金）

【長野県産業労働部労働雇用課】026-235-7201

事業場内最低賃金を引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資や人材育成等を実施した場合に設備投資などに要した経費に対する補助をします



5 中小企業庁関係の各種補助金について

デジタル化・AI導入補助金

【サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター】0570-666-376
業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのAIを含むITツールの導入を支援します



中小企業省力化投資補助金（一般型）

【中小企業省力化投資補助事業 コールセンター】0570-099-660
人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムの導入により、省力化投資を後押しします



ものづくり補助金

【ものづくり補助金事務局サポートセンター】050-3821-7013
生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します



6 働き方改革や経営改善等に向けた相談先

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法（改正下請法）」や価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。



よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

◇売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
◇地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

【長野県よろず支援拠点】
026-227-5875



長野働き方改革推進支援センター

就業規則の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する労務管理上の課題について、無料で社会保険労務士等の専門家に相談などができます。



「賃金引き上げ特設ページ」を公開しています！

賃金引き上げに向けた政府の各種支援策や企業の取り組み事例、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」